

第一種区画漁業等に係る内水面漁場計画の作成について

1 漁業権の免許の手続きについて（別紙資料①-2）

- ・漁業法の改正により、免許のプロセスの透明化を向上させるため、知事が内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、関係者やその他の利害関係人の意見を聴き、その結果の公表が必要となった（漁業法第64条）。
- ・内水面漁場計画を公示した後の手続きの流れについては、これまでと同様手続きとなっている。

2 区画漁業権（養殖業）の種類

第一種区画漁業（石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業）

のり、わかめ、かき、魚類小割式養殖業、真珠養殖業 等

第二種区画漁業（土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定区域内で営む養殖業）

魚類養殖業（築堤式、網仕切り式 等）

第三種区画漁業（一定の区域内で営む養殖業（一種、二種以外））

地撒き式貝類養殖業

3 今回の内水面漁場計画の内容（別紙資料①-3）

1) 安戸池（第一種区画漁業）

- ・本県の内水面においては、ため池においてふな等の魚類養殖業を営むため、「第二種区画漁業」の免許をしている。
- ・引田漁業協同組合からにじます養殖業を営みたいとして、内水面漁場計画樹立要望の素案の提出があったが、養殖の手法が、小割式魚類養殖であることから、「第一種区画漁業」の免許が必要となる。
- ・一方、要望のあった「安戸池」には、平成31年4月1日付けで同漁業協同組合に対し、「第二種区画漁業（魚類養殖業）」の免許をしていることから、同一の漁場に「区画漁業権」を重複して漁業権を設定しようとすることがある。
- ・このため、水産庁に確認したところ、他県でも同様の事例があることや、両者間に大きな摩擦がなく、水面の立体的利用を図るものであれば問題ないとの回答が得られたので、令和3年11月1日を免許予定日として手続きを進めていく。

2) 白方池（第二種区画漁業）

- ・平成31年4月1日付けで、ふな等を養殖するとして「第二種区画漁業」の免許をしていたが、漁業権者が死亡し、相続者より抹消登録の申請があったため、令和2年11月17日付けで漁業権を抹消。
- ・従来から、当該ため池の養殖魚の取り上げ等を行ってきた、大森和夫より引き続き魚類養殖業を継続したいとして、内水面漁場計画樹立の素案の提出があったことから、1)と同様に手続きを進めていく。

4 事務手続きスケジュールの予定

R3. 5 : 関係機関との調整

R3. 6 : 「内水面漁場計画案」利害関係人の意見聴取（H P）

R3. 7 上旬 : 「内水面漁場計画案」への意見について検討結果を公表

R3. 7 下旬 : 委員会へ「内水面漁場計画」の諮問

R3. 8 中旬 : 公聴会、委員会 ⇒ 知事へ答申

R3. 8 中旬 : 県報告示、通知

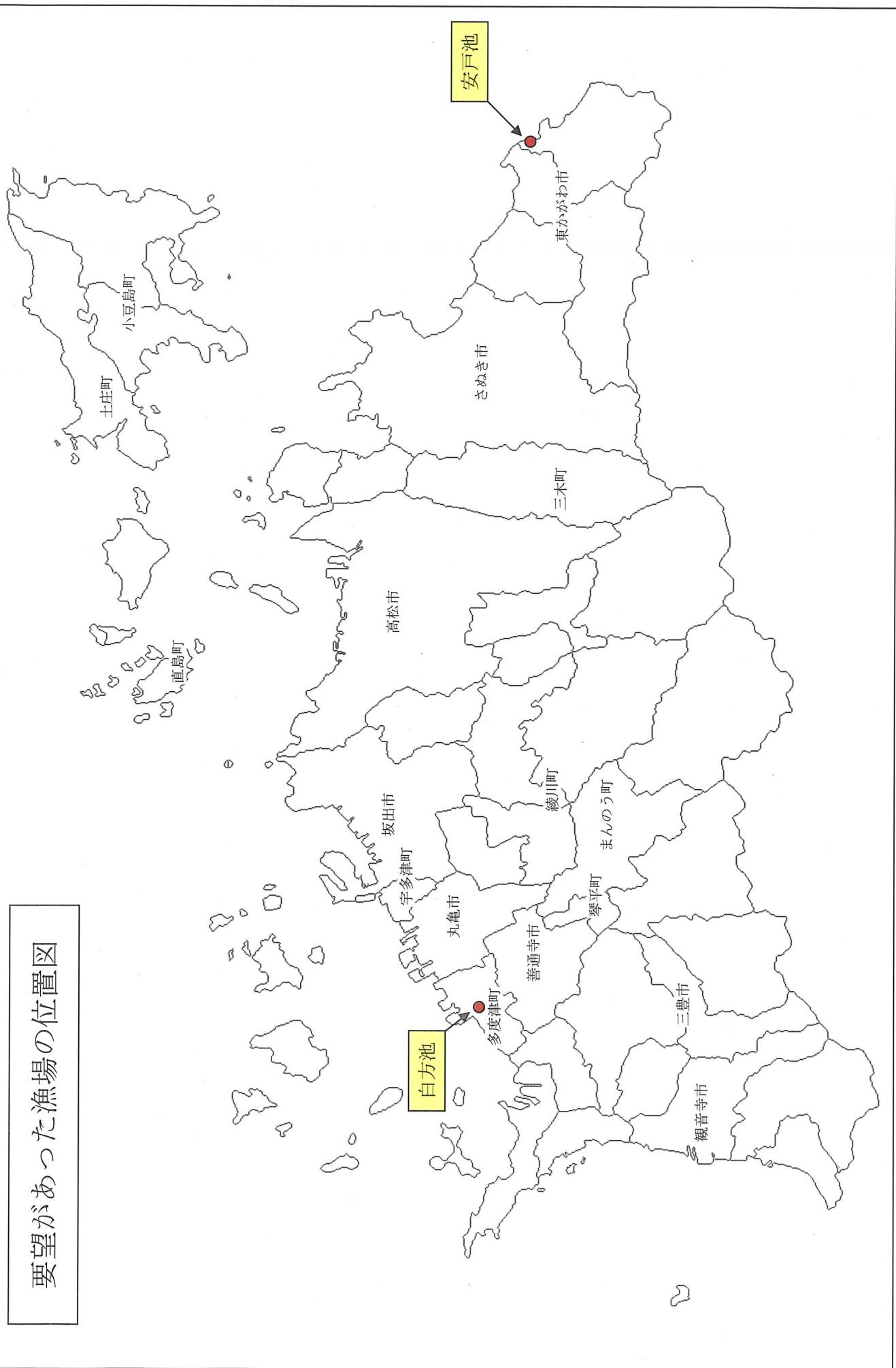
R3. 9 中旬 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R3. 9 下旬 : 委員会 ⇒ 被免許者の決定

R3. 11. 1 : 免許状交付・行使規則認可・県報告示、通知

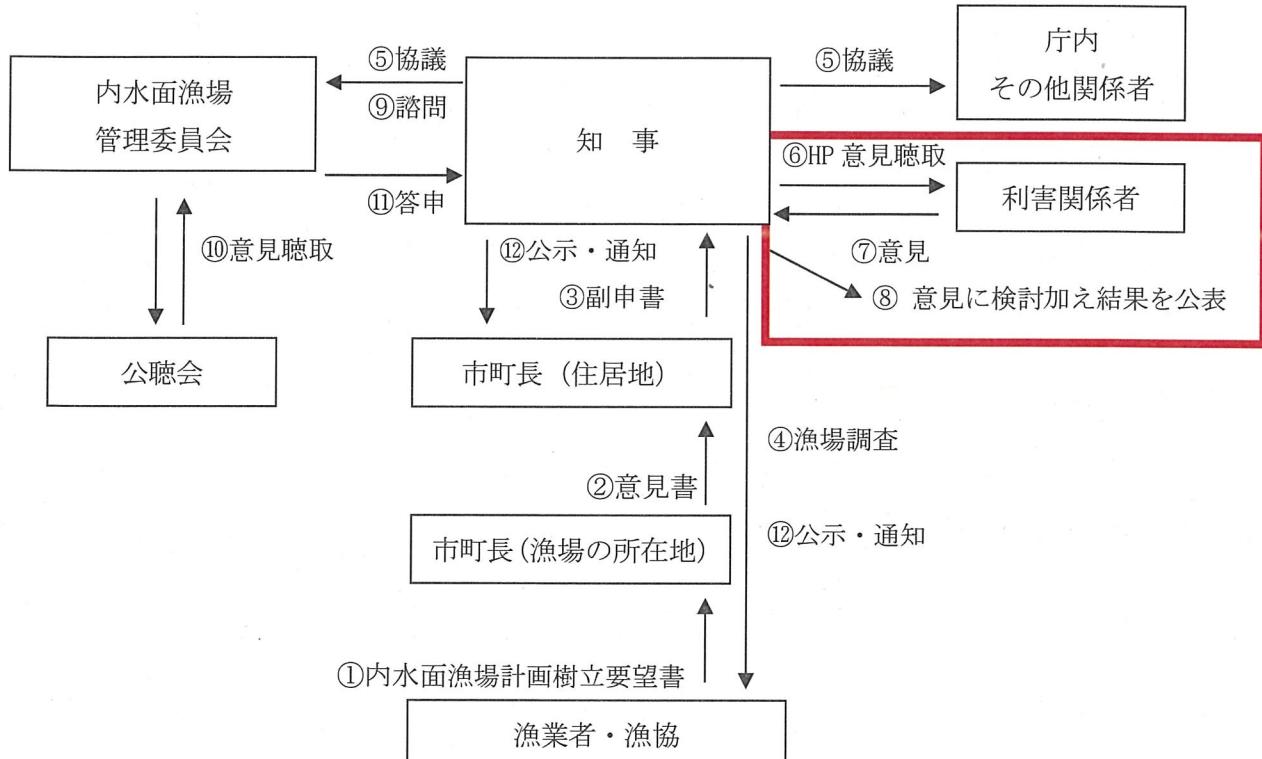
* : 下線部が漁漁法の改正に伴い追加された手続き

要望があつた漁場の位置図



漁業権取得までの手続き

1 内水面漁場計画の作成



①内水面漁場計画の要望

- ・漁業者等は、内水面漁場計画樹立書に関係書類を添えて、当該漁場の所在地の市町長に提出する。

②漁場の所在地の市町長の意見書

- ・当該漁場の所在地の市町長は、内水面漁場計画の樹立することについてので意見書を添え、内水面漁場計画樹立要望書に経由印を押印し、漁業者等の住居地の市町長へ関係書類を送付。

③住居地の市町長の副申書、

- ・漁業者等の住居地の市町長は、副申書を添え、内水面漁場計画樹立申請書を知事へ送付。

④漁場調査

- ・県は、要望のあった内水面漁場計画について、現地調査等を行い、内容を検討する。

⑤協議

- ・県は、府内関係部課、関係者等と協議する。

⑥、⑦意見聴取

- ・県は、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聞く。
(HP公表：一ヵ月程度)

⑧結果を公表

- ・県は、⑦により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表する。

⑨諮問

- ・県は、⑧の検討の結果を踏まえ作成した内水面漁場計画の案について内水面漁場管理委員会に諮問する。

⑩公聴会

- ・内水面漁場管理委員会は、知事から諮問のあった内容を公示し、公聴会を開催して関係者の意見を聴く。

⑪答申

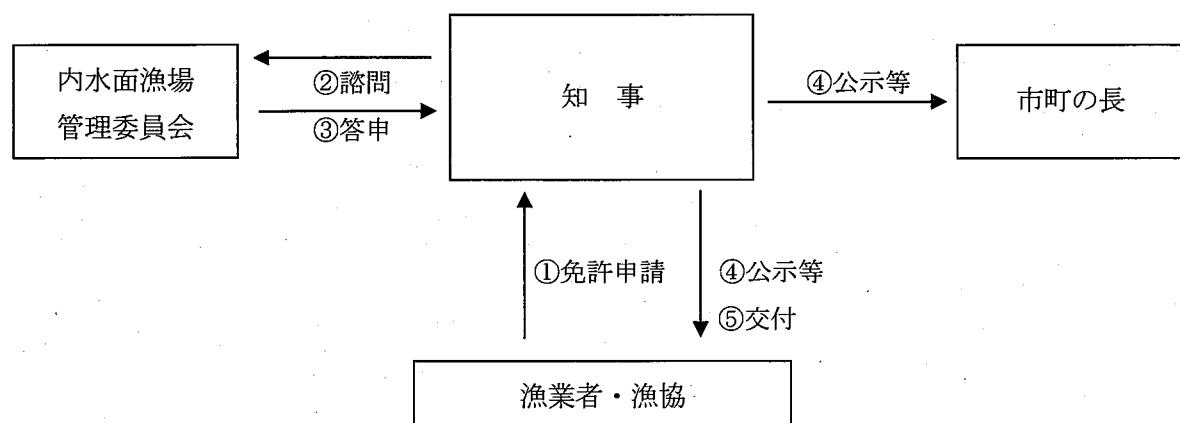
- ・内水面漁場管理委員会は、知事に答申する。

⑫公示・通知

- ・県は、内水面漁場計画を県報で告示する。同時に関係市町及び内水面漁場計画樹立要望者へ免許申請について通知する。

*当該漁場と住居地の市町長が同一の場合は、②及び③の事務をその市町長が行う。その際、②の市町長経由印の押印は不要。

2 漁業の免許



①免許申請

- ・漁業者等は、公示された免許申請期間内に知事に免許申請を行う。

②諮問

- ・県は、内水面漁場管理委員会に免許の適格性を諮問。

③答申

- ・内水面漁場管理委員会は、審査のうえ、答申。

④公示等

- ・県は、免許と同時に県報で公示し、関係市町、漁業者等に通知する。

⑤交付

- ・県は、申請者に対し、免許状を交付する。

内水面漁業計画の一覧

計画番号	漁場の位置	漁場の区域 (池の名称)	漁場面積 m^2	漁業の種類 漁業の名称	団体漁業権又は 個別漁業権の別	関係地区	要望者 (住所)	同意書の 有無
1	東かがわ市引田4373番地1	安戸池	18,400	第一種区画漁業 魚類小割式養殖業	団体漁業権	東かがわ市 引田	引田漁業協同組合 (東かがわ市引田2661番地44)	有
2	仲多度郡多度津町大字山階 水附2296番地	白方池	19,000	第二種区画漁業 魚類養殖業	個別漁業権	—	大森 和夫 (仲多度郡多度津町北鴨1丁目2番6号)	有

【行使計画】

計画番号	漁業の名称 (種類)	経営体数	養殖方法、施設の規模、数	生産量算出の基礎	生産量 (kg)	販売単価 (円/kg)	生産金額 (千円)	種苗の購入先	出荷先	備考
1	魚類小割式養殖業〔くろまぐろ養殖業を除く〕(雑魚)	1	にじます12,000尾 10m小割 5台 12m小割 1台	歩留り 80~90%	22,000	1,000	22,000	県漁連	県漁連	

【安戸池における現在の漁業権設定状況】

免許番号	漁場の区域 (池の名称)	漁業の種類 漁業の名称	設定期間	漁業権者(住所)
2	安戸池	第二種区画漁業 魚類養殖業	平成31年4月1日から令和6年3月31日	引田漁業協同組合(東かがわ市引田2661番地44)

【養魚計画】

計画番号	漁業の名称 (種類)	ふな	こい	色こい	もろこ	えび	その他	種類	餌料 数量(kg)	出荷先	備考
2	魚類養殖業	500			もろこ、えび、なます	200		自家製	1,000	各地	

【白方池における過去の漁業権設定状況】

免許番号	漁場の区域 (池の名称)	漁業の種類 漁業の名称	直近の設定期間	漁業権者(住所)
102	白方池	第二種区画漁業 魚類養殖業	平成31年4月1日から令和6年3月31日 (令和2年11月17日抹消)	佐々木 昇(仲多度郡多度津町北鷗3-1-17) 死亡

【要望者が現在免許を受けているため池】

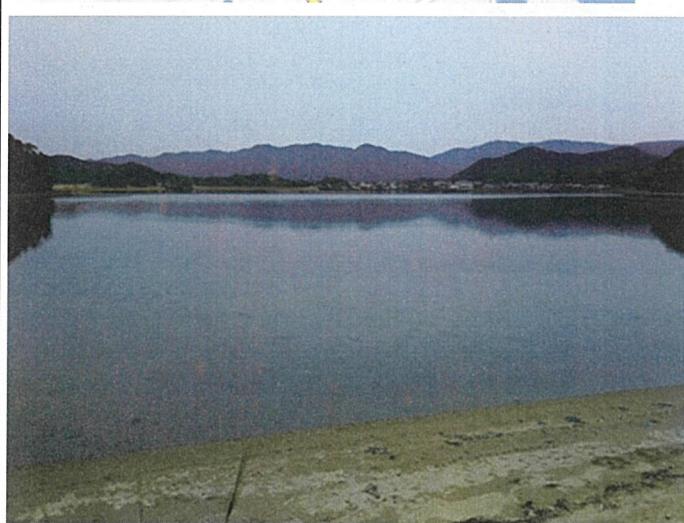
引田漁業協同組合	大池	東かがわ市引田3035	安戸池	東かがわ市引田4373-1
大森 和夫	新池 藤高池 聖池 宮池(川古池) 先代池 平池 菰池 新池	丸亀市飯野町西分広定甲118 丸亀市飯野町東分山崎2626 丸亀市土器町西3丁目657 丸亀市土器町西2丁目1520 丸亀市金倉町字道上944 丸亀市金倉町上下所885 仲多度郡多度津町大字道福寺字経田562 仲多度郡多度津町大字道福寺字中又271	買田池 皿池 中池 上池 新池 水附池 中池	仲多度郡多度津町大字庄笠屋461 仲多度郡多度津町大字三井字一ノ坪甲874 仲多度郡多度津町大字葛原字平田1853 仲多度郡多度津町大字葛原字小塙1989 仲多度郡多度津町大字葛原字小塙2065 仲多度郡多度津町大字葛原字永井88 仲多度郡多度津町大字山階字水附853 善通寺市木徳町122

第1種区画漁業権計画ため池確認調書（令和3年11月免許予定）

ため池の名称	安戸池 アド竹			現免許番号	2 (2種)		
所在地	東かがわ市引田 4373-1						
満水面積	25.9ha	敷地面積	ha	貯水量	千m ³		
所有者	東かがわ市			管理者			
内水面漁場計画樹立要望者	引田漁業協同組合		住所	東かがわ市引田 2661 番地 44			
漁場確認日	令和3年5月11日		標識の有無	有			
調査員	龍満		市町等立会い	無			
漁場環境	水量 90%						
※) 水色 赤潮観察水色カード を参照	水色／透明度 63、81／高・中・低						
	水生動植物		有・無	クロダイ、クサフグ、オニオコゼ			
	排水の有無		生活廃水	無			
			畜産等廃水	無			
ため池の工事の状況	工事の有・無 無						
取上げ作業環境	連絡道の有無 有		その他				

ため池の状況（写真・見取り図・周辺地図等）標識・取水口・洪水吐等の位置

◎標柱 →取水口 ←→ 水門

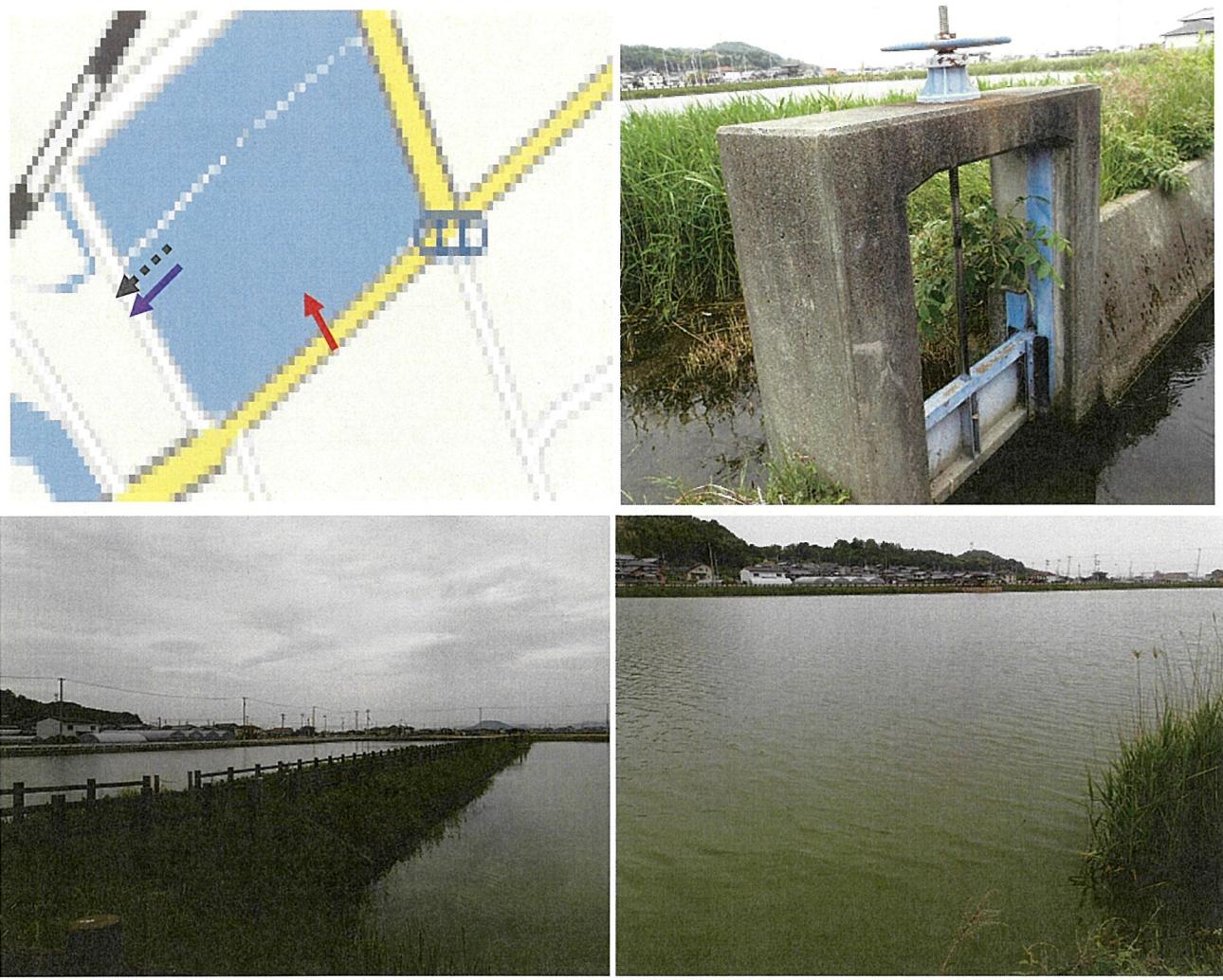


第2種区画漁業権計画ため池確認調書（令和3年11月免許予定）

ため池の名称	白方池 シカタケ			旧免許番号	102
所在 地	仲多度郡多度津町大字山階字水附 2296				
満水面積	1.9ha	敷地面積	2.2ha	貯水量	28千m ³
所有者	国			管理者	西白方水利組合
内水面漁場計画樹立要望者	大森 和夫			住 所	仲多度郡多度津町北鴨1丁目2番6号
漁場確認日	令和3年5月12日			標識の有無	無
調査員	龍満、塩田			市町等立会い	無
漁場環境	水量			100%	
※) 水色 赤潮観察水色カード を参照	水色／透明度			42／高・中・低	
	水生動植物			有・無	アシ、ミドリガメ
	排水の有無			生活廃水	無
				畜産等廃水	無
ため池の工事の状況	工事の有・無			無	
取上げ作業環境	連絡道の有無			有	その他

ため池の状況（写真・見取り図・周辺地図等）標識・取水口・洪水吐等の位置

→ 取水口 → 洪水吐（余水吐） → 立樋（斜樋・ゆる）



漁場計画(案)

計画番号 内区第1号(雑魚)(新規)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1(安戸池)

点の位置

基点A 供養塔

基点B 水路開口部北端

基点C 北護岸東端

基点D 護岸・県道津田引田線交差部

基点E 北護岸屈曲部

基点F 県道津田引田線湾曲部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

点 ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

点 ハ CからD見通し線上イからDへ160メートルのところ

点 ニ EからF見通し線上ロからFへ160メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

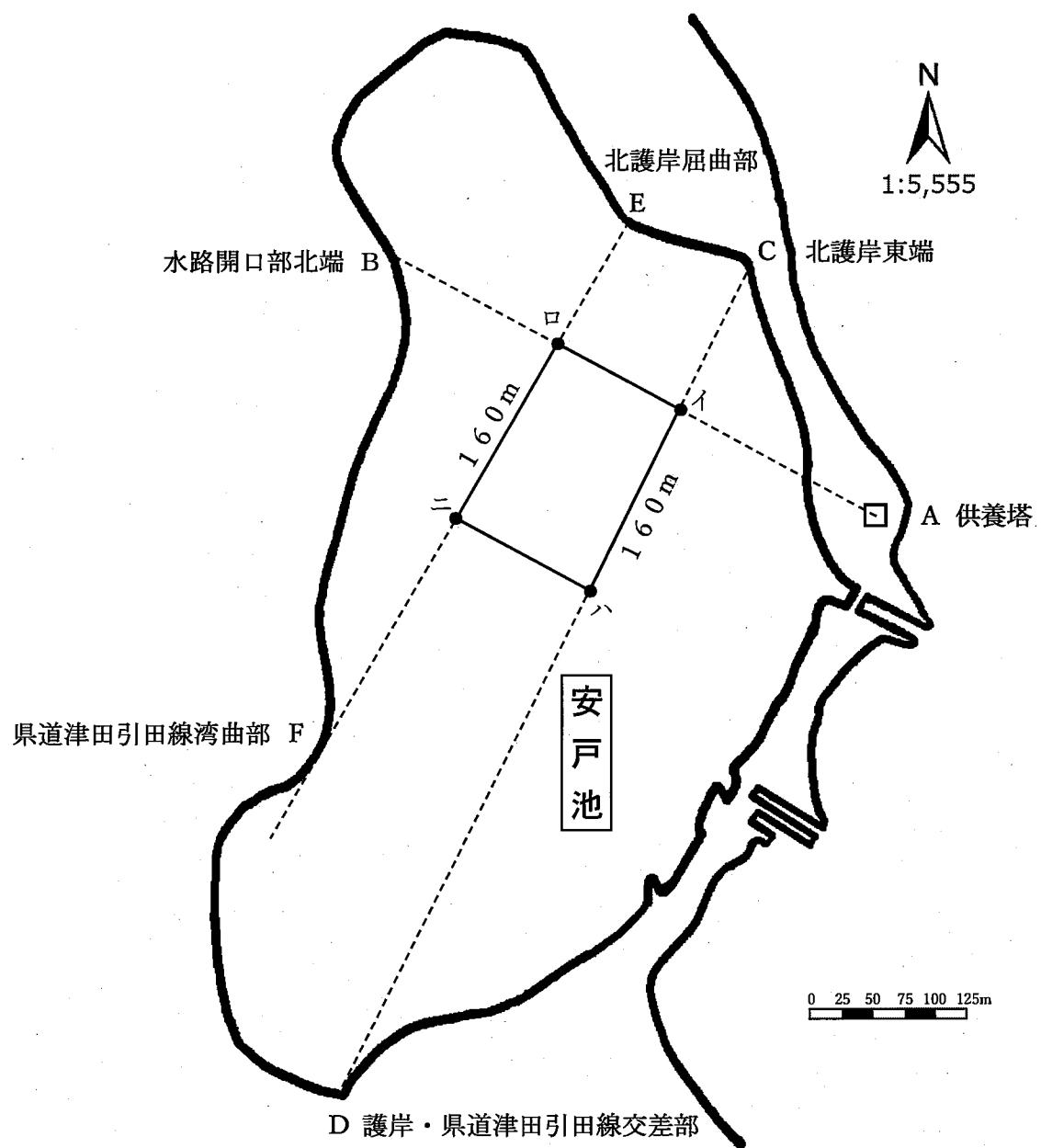
名 称	漁業の時期
魚類小割式養殖業〔くろまぐろ養殖業を除く〕(雑魚)	11月1日から翌年6月30日まで

3 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

4 関係地区

東かがわ市引田



漁場計画(案)

計画番号 内区第2号(新規)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 仲多度郡多度津町大字山階水附 2296 番地 (白方池)

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第二種区画漁業

名 称	漁業の時期
魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

3 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

